

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例に基づくヘイトスピーチの公表
(案件番号「令4-1」)

5 大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例(平成28年大阪市条例第1号。以下「条例」という。)第
2条第1項に規定するヘイトスピーチに該当する表現活動(案件番号「令4-1」)について、条例第5
条第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

令和8年3月24日

大阪市長 横 山 英 幸

10

1 ヘイトスピーチに該当する旨の認識

インターネット上の特定のウェブサイト(以下「本件ウェブサイト」という。)の管理者(以下「本
件表現活動者」という。)が、本件ウェブサイトのウェブページ(以下「本件各ウェブページ」とい
う。)において、意見などの記事(以下「本件各記事」という。)を投稿し、不特定の者から投稿さ
15 れたコメントとともに不特定多数の者が閲覧できる状態に置き、また、本件ウェブサイト内に掲載
されているウェブページに関する内容について、インターネット上の短文投稿サイト「X」(<https://x.com/>。以下「本件サイト」という。なお、令和5年7月23日以前までは「X」の名称は「Twitte
r」、「ポスト」の名称は「ツイート」であったが、本件では、便宜上、時期の前後を問わず、統一し
て「X」及び「ポスト」を使用する。)にポスト(以下「本件ポスト」という。)を投稿し、不特定
20 多数の者が閲覧できる状態に置いていた24個の行為(以下下記別表1ないし3中、項番欄記載番号
1ないし24の順に24個の行為をそれぞれ「本件表現活動1」ないし「本件表現活動24」とし、本件
表現活動1ないし24を併せて「本件各表現活動」という。)は、ヘイトスピーチに該当する。

20

2 本件各表現活動に係る表現の内容の概要

25 本件各記事及び本件ポストについて下記別表1ないし3に記載のとおり

※ 当該内容はヘイトスピーチに該当するものであるが、当該内容を一般市民に周知することによ
って、ヘイトスピーチの問題に関する一般市民の理解を促進し人権意識をより一層高揚させ、
ヘイトスピーチの抑止につなげるとともに、本市が条例に基づき公正にヘイトスピーチに該当
すると認定したことを示す観点から公表するものである。

30

3 本件表現活動1ないし24に係る表現の内容の拡散を防止するためにとった措置の内容

本件表現活動24について、本件サイトを運営するプロバイダ(以下「本件プロバイダ」という。
に対し、令和7年11月11日付けで本件ポストにおける報告フォームを通じて、また、情報流通プラ
ットフォーム対処法に基づき、削除申出窓口として設けられた権利侵害が疑われるポストに関する
35 申請を受け付ける専用の申請ページにおいても差別表現を含む旨の報告を行い、併せて郵送による

削除要請を行った。

その後、令和7年11月26日現在においても、引き続き、本件サイトに本件ポストが掲載され、不特定多数の者が閲覧できる状態に置かれていたことから、本件プロバイダに対して本件ポストの削除要請を行うよう、同日付けで大阪法務局に依頼した。

5 なお、本件表現活動1ないし23については、インターネット上で公開されている本件各ウェブページが閲覧できない状態になっており、表現の内容が拡散することはないため、特段の措置はとらない。

4 本件各表現活動を行ったものの氏名又は名称

10 (本件表現活動1ないし23)

15 本件表現活動1ないし23については、インターネット上で公開されている本件各ウェブページが閲覧できない状態となっているが、本件表現活動者プロフィールにおいて使用されている本件表現活動者名称（以下「本件プロフィール名」という。）については、本件ポストに表示されるユーザー名に係るプロフィールにおいても使用されていること、また、本件各表現活動の表現の内容の類似性等を総合的に勘案すると、本件表現活動1ないし23を行ったものと本件表現活動24を行ったものとは同一であると推認される。

20 したがって、本件各ウェブページが閲覧できない状態であっても、本件表現活動24が令和7年12月4日現在においても不特定多数の者が閲覧できる状態に置かれている状況で、本件プロフィール名を公表することにより、本件表現活動24に行き当たることで、差別の拡散につながるおそれがあり、かえってこれを行ったものの意図・目的に沿うような事態になることも想定されるため、条例第5条第1項ただし書の規定により公表しない。

25 ※ 本件表現活動1ないし23を行ったものに係る本件プロフィール名については、氏名又は名称と同一視はできないものの、本件ウェブサイトの投稿者や閲覧者の間では通称として機能しているなど、社会的に認知されており、氏名又は名称に準ずるものとして扱うことに合理性があると考えられることから、当該名称を氏名又は名称に準ずるものと判断している。

(本件表現活動24)

30 本件表現活動24が令和7年12月4日現在においても不特定多数の者が閲覧できる状態に置かれており、本件ポストに表示されるユーザー名を公表することで、差別の拡散につながるおそれがあり、かえってこれを行ったものの意図・目的に沿うような事態になることも想定されるため、条例第5条第1項ただし書の規定により公表しない。

35 ※ 本件表現活動24を行ったものに係る本件ポストに表示されるユーザー名については、氏名又は名称と同一視はできないものの、本件サイトの投稿者や閲覧者の間では通称として機能しているなど、社会的に認知されており、氏名又は名称に準ずるものとして扱うことに合理性があると考えられることから、本件ポストに表示されるユーザー名を氏名又は名称に準ず

るものと判断している。

別表1

項番	記事投稿日	本件各記事においてヘイトスピーチに該当する表現の内容の概要（注）
1	平成25年1月25日	「迷惑かけんな、息すんな、子孫を残すな」
2	平成25年2月27日	『南朝鮮人イコール犯罪者』なので、入国禁止とともに在日どもを強制送還させるべきですね」
3	平成25年5月24日	「徹底的に洗い出しを行って在日どもも半島に送り返したいものです」
4	平成25年9月22日	「諸悪の根源とも言える糞在日チョン」 「帰ろうと思えばいつでも帰れたというのに、自分から進んで日本に残った糞ども」 「憎っき日本の住むよりも、さっさと祖国に戻ってくださいませ」
5	平成26年1月8日	「糞在日どもの特権を一刻も早く取り上げて、我が日本から追い出さなければなりませんね」
6	平成26年2月5日	「糞チョン同士での殺し合いなのであまりクチを挟みたくないんですが、この日本ではなく祖国でやってほしいものです」
7	平成26年6月5日	「片っ端から捕まえて処分するのが正義なのです」 「屑チョンどもが存在しない日本を取り戻すべく、当ブログで声を上げ続けていきたい」

（注）本欄に記載されている表現は、ヘイトスピーチ該当性があると当審査会において判断した複数ある表現のうちの一部であり、いずれも人種若しくは民族に係る特定の属性を有する個人又は当該個人により構成される集団（以下「特定人等」という。）に対する表現であることが、文脈上明らかである。

- 5 また、当該表現の内容はヘイトスピーチに該当するものであるが、当該表現の内容を一般市民に周知することによって、ヘイトスピーチの問題に関する一般市民の理解を促進し人権意識をより一層高揚させ、ヘイトスピーチの抑止につなげるとともに、本市が条例に基づき公正にヘイトスピーチに該当すると認定したことを示す観点から公表するものである。

別表2

項番	記事投稿日	本件各記事においてヘイトスピーチに該当する表現の内容の概要（注）
8	平成25年1月26日	「キムチを常用に食しているヒトモドキどもが一斉に死なないものかなあ」
9	平成25年5月30日	「何度も言いますが、良い朝鮮人なんざ存在しません」 「日本国からチョンの血を持つものをせん滅するのが一番なのです」

10	平成25年11月15日	「日本にいる韓国人を問答無用で殺処分したいものです」
11	平成25年11月26日	「一刻も早くきゃつらを絶滅させない限り、この地上が浸食されていく一方です」
12	平成25年12月19日	「日本に巣食っている在日や帰化チョンどもを遠くの海域にまとめて投棄したいものです」
13	平成26年1月10日	「今現在日本に存在している全ての糞チョンどもを死刑台に送りたい」
14	平成26年2月18日	「この日本に巣食っている糞チョンは必ず法を犯しているのです」 「見かけ次第どんどん通報して、日本の浄化に貢献したいものです」
15	平成26年4月16日	「屑チョンは罪の大小問わず、見かけ次第銃殺するのが一番でしょう」
16	平成26年5月12日	「もし被害者が日本人だった場合、罪の重さに関係なく即日死刑にしてほしいものです」
17	平成26年6月11日	「屑チョンを殺すことが正義となる日を待ち望んでいます」
18	平成26年7月23日	「一刻も早く全世界規模で屑チョンを害獣指定してほしいものです」 「その暁には猟銃免許を取得して、チョン狩りに日参する予定です!!」
19	平成26年8月20日	「屑チョンの犯罪者なんざ、罪の大小問わずにまず死刑」 「その後、罪の重さにあわせて一族郎党を殺処分」 「もし天涯孤独の身だったら、付近にいる糞ゴミをしょっぴいて殺処分」
20	平成27年6月24日	「息をしている屑チョンどもは1匹の例外も無く、人類に害を与える犯罪者なのです」 「きゃつらを無害なものにするためにも、見かけ次第土に還してあげるのが正しい行いと言えるでしょう」

(注) 本欄に記載されている表現は、ヘイトスピーチ該当性があると当審査会において判断した複数ある表現のうちの一部であり、いずれも特定人等に対する表現であることが、文脈上明らかである。

また、当該表現内容はヘイトスピーチに該当するものであるが、当該表現内容を一般市民に周知することによって、ヘイトスピーチの問題に関する一般市民の理解を促進し人権意識をより一層高揚させ、ヘイトスピーチの抑止につなげるとともに、本市が条例に基づき公正にヘイトスピーチに該当すると認定したことを示す観点から公表するものである。

5

別表3

項番	記事投稿日	本件各記事及び本件ポストにおいてヘイトスピーチに該当する表現の内容の概要 (注)
21	平成25年1月30日	「チョン共はゴキブリ以下ですね」

22	平成25年4月1日	「お前らチョンを差別してるのではなく、劣等種として区別しているだけ」
23	平成26年6月3日	「屑ナマポ受給者1匹減！ 高速道路で韓国籍のオスが轆き逃げされて死亡」 「大阪の高速道路で害獣が一匹死んでいたようです」
24	平成28年6月5日	「屑在日どもの巣」 「バ韓国籍のオス」

(注) 本欄に記載されている表現は、ヘイトスピーチ該当性があると当審査会において判断した複数ある表現のうちの一部であり、いずれも特定人等に対する表現であることが、文脈上明らかである。

また、当該表現内容はヘイトスピーチに該当するものであるが、当該表現内容を一般市民に周知することによって、ヘイトスピーチの問題に関する一般市民の理解を促進し人権意識をより一層高揚させ、ヘイトスピーチの抑止につなげるとともに、本市が条例に基づき公正にヘイトスピーチに該当すると認定したことを示す観点から公表するものである。

5